

令和 5 年 3 月 30 日
独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構

郵政民営化法第 1 6 2 条第 2 項第 3 号に規定する資産の額の見通し等について

- 1 郵政民営化法（以下「法」といいます。）第 1 6 2 条第 2 項第 3 号の規定により、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」といいます。）においては、その資産のうち法第 1 3 8 条第 2 項第 2 号及び第 5 号並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第 2 9 条第 3 号から第 1 0 号までに掲げる方法により運用されるもの（以下「安全資産」といいます。）の合計金額が、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）のために積み立てる金額を下回らないよう義務付けられております。
- 2 かんぽ生命においては、法第 1 6 2 条第 2 項第 4 号の規定により、法第 9 章第 3 節の規定の適用を受ける間、当該事業年度及び翌事業年度の末日における上記 1 の安全資産の額の見通し及びその根拠を機構に報告することが義務付けられております。
- 3 機構においては、法第 1 6 0 条の規定により、かんぽ生命から上記 2 の報告を受けたとき、遅滞なく当該報告に係る事項を公表することになっております。
- 4 このたび、かんぽ生命から別紙のとおり報告を受けましたので、公表いたします。

安全資産の保有状況について

1 令和4事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

(1) 令和4事業年度における運用方針

令和4事業年度における安全資産の運用は、当該資産の額の合計額が、郵政民営化法第162条第2項の規定により弊社が貴機構のために積み立てる金額を下回らないよう、行ってきたところ。

(2) 令和4事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

令和4事業年度の末日における安全資産の額の合計額は、次のとおりとなる見通しである。

(単位：億円)

項目	金額
債券等	554,146
貸付金（地方公共団体貸付及び機構貸付）	32,076
合計	586,222

注：1 「債券等」は預金、金銭の信託、国債等。

2 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

2 令和5事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

(1) 令和5事業年度における安全資産の運用方針及び運用計画

令和5事業年度における安全資産の運用は、当該資産の額の合計額が、郵政民営化法第162条第2項の規定により弊社が貴機構のために積み立てる金額を下回らないよう、次の計画に基づいて行うこととする。

なお、「債券」の運用額については、市場に及ぼす影響に配慮し、それぞれの市場規模、購入可能性等を考慮したものであり、実際の運用額については、各債券の発行・流通市場の状況等により、運用計画に比べて増減することがある。

(単位：億円)

項目	金額
債券	7,500
国債	6,250
地方債及び社債	1,250
外国債	0
その他資産	14,362
貸付金（地方公共団体貸付及び機構貸付）	1,008
合計	22,870

注：1 「地方債及び社債」には公庫公団債等を含む。

2 「その他資産」は、預金、金銭の信託等。

3 「その他資産」のうち運用期間が1年以下の短期資産については、令和5事業年度末における運用予定額を計上している。

4 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

(2) 令和5事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し

令和5事業年度の末日における安全資産の額の合計額は、次のとおりとなる見通しである。

(単位：億円)

項 目	金 額
債券等	530,492
貸付金（地方公共団体貸付及び機構貸付）	28,825
合 計	559,317

注：1 「債券等」は預金、金銭の信託、国債等。

2 計数を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。